

第128号議案

市道路線認定及び廃止の件

次のとおり市道路線を認定し、及び廃止する。

令和2年2月18日提出

神戸市長 久 元 喜 造

1 認定する市道路線

路線名	起 点	終 点	備 考			議 案 参照図 番 号
			予定延長 (メートル)	予定幅員 (メートル)	その他	
菖蒲が丘52号線	神戸市北区菖蒲が丘3丁目11番10地先	神戸市北区菖蒲が丘3丁目11番4地先	80.60	6.00		その1
藤原台南町96号線	神戸市北区藤原台南町1丁目25番32地先	神戸市北区藤原台南町1丁目25番40地先	118.80	6.00		その2
北鈴蘭台111号線	神戸市北区甲栄台4丁目14番141地先	神戸市北区甲栄台4丁目14番149地先	122.20	6.00		その3
北鈴蘭台117号線	神戸市北区甲栄台4丁目14番130地先	神戸市北区甲栄台4丁目14番129地先	13.70	4.00	歩行者専用道路	その3
竜が岡83号線	神戸市西区竜が岡5丁目27番38地先	神戸市西区竜が岡5丁目27番37地先	85.50	6.00		その4
篠原伯母野山1号線	神戸市灘区篠原字伯母野山996番297地先	神戸市灘区篠原字伯母野山996番251地先	43.50	4.00		その5

2 廃止する市道路線

路線名	起 点	終 点	備 考		議 案 参照図 番 号
			延 長 (メートル)	幅 員 (メートル)	
有野里409号線	神戸市北区有野町有野字白原3695番1地先	神戸市北区有野町有野字白原3696番2地先	63.50	1.00	その6
有野町合併第154号線	神戸市北区有野町有野字西尾1662番1地先	神戸市北区有野町有野字西尾1663番3地先	53.30	最大 2.40 最小 1.50	その7

櫛谷村 合併第 104号線	神戸市西区櫛 谷町松本字西 山724番地先	神戸市西区櫛 谷町松本字西 山718番地先	67.70	最大 5.00 最小 1.00	その8
櫛谷村 合併第 106号線	神戸市西区櫛 谷町松本字西 山721番地先	神戸市西区櫛 谷町松本字西 山719番地先	74.50	最大 9.00 最小 1.00	その8
櫛谷里 246号線	神戸市西区櫛 谷町松本字西 山719番地先	神戸市西区櫛 谷町松本字西 山719番地先	17.20	最大 1.60 最小 1.00	その8
岩岡印 路第6 号線	神戸市西区平 野町印路字上 四ツ塚828番地 先	神戸市西区岩 岡町印路字下 四ツ塚835番2 地先	200.40	最大 2.50 最小 1.80	その9
大池12 号線	神戸市北区西 大池2丁目12 番96地先	神戸市北区西 大池2丁目12 番94地先	94.80	最大 6.60 最小 4.00	その10
真陽1 号線	神戸市長田区 駒栄町1丁目 3番10地先	神戸市長田区 庄田町1丁目 1番35地先	227.00	最大 11.20 最小 7.40	その11
高速道 路2号 線	神戸市長田区 南駒栄町1番 8地先	神戸市長田区 駒栄町1丁目 6番1地先	453.00	最大 83.50 最小 24.70	その11
六甲村 483号線	神戸市灘区篠 原字伯母野山 996番85地先	神戸市灘区篠 原字伯母野山 996番91地先	62.00	1.90	その12
六甲村 484号線	神戸市灘区篠 原字伯母野山 996番85地先	神戸市灘区篠 原字伯母野山 996番89地先	24.40	1.90	その12
六甲村 487号線	神戸市灘区篠 原字伯母野山 996番36地先	神戸市灘区篠 原字伯母野山 996番295地先	73.50	1.90	その12
押部谷 里389号 線	神戸市西区押 部谷町西盛字 老之本317番6 地先	神戸市西区押 部谷町西盛字 老之本324番2 地先	9.20	最大 3.10 最小 1.00	その13

理 由

道路法(昭和27年法律第180号)第8条第2項及び第10条第3項の規定により、  
議会の議決を経る必要があるため。

(参 考)

道路法 ぬきがき

(市町村道の意義及びその路線の認定)

第8条 第3条第4号の市町村道とは、市町村の区域内に存する道路で、市町村長がその路線を認定したものをいう。

2 市町村長が前項の規定により路線を認定しようとする場合においては、あらかじめ当該市町村の議会の議決を経なければならない。

3～5 略

(路線の廃止又は変更)

第10条 都道府県知事又は市町村長は、都道府県道又は市町村道について、一般交通の用に供する必要がなくなつたと認める場合においては、当該路線の全部又は一部を廃止することができる。路線が重複する場合においても、同様とする。

2 都道府県知事又は市町村長は、路線の全部又は一部を廃止し、これに代わるべき路線を認定しようとする場合においては、これらの手続に代えて、路線を変更することができる。

3 第7条第2項から第8項まで及び前条の規定は前2項の規定による都道府県道の路線の廃止又は変更について、第8条第2項から第5項まで及び前条の規定は前2項の規定による市町村道の路線の廃止又は変更について、それぞれ準用する。